

一般名処方加算

- 当院では、後発医薬品のある医薬品について一般名処方を行っております。
- 一般名処方により、医薬品の供給が不足した場合でも、有効成分が同一である複数の医薬品から選択することができ、必要な医薬品が提供しやすくなります。

◎令和6年10月より、後発医薬品のある先発品（長期収載品）について、患者様自らが長期収載品を選択した場合に、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として自己負担していただくことになります。

※一般名処方とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。